

北九州市港湾環境整備負担金条例施行規則

昭和 55 年 3 月 31 日
規 則 第 21 号

改正 平成 8 年 4 月 1 日規則第 31 号
平成 28 年 3 月 18 日規則第 12 号

(用語)

第 1 条 この規則で使用する用語は、北九州市港湾環境整備負担金条例(昭和 55 年北九州市条例第 12 号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(2 分の 1 未満の割合を定めることができる場合)

第 2 条 市長は、次に掲げる場合は、条例第 4 条第 1 号かつこ書に規定する 2 分の 1 未満の割合を定めることができるものとする。

- (1) 負担対象工事に要する費用の額に乗ずる割合を 2 分の 1 とすることが、負担対象事業者全体の負担能力からみて、著しく過大であるとき。
- (2) 負担対象工事を実施する必要が生じた原因の 2 分の 1 以上が負担対象事業者以外の者によるものであると認められ、又は負担対象工事によりその者が 2 分の 1 以上の受益を得ていると認められるとき。

(工場又は事業場の敷地面積等の届出)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、港湾環境整備負担金工場又は事業場敷地面積届出書(第 1 号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第 6 条第 3 項の規定による届出は、港湾環境整備負担金工場又は事業場敷地面積変更届出書(第 2 号様式)を市長に提出して行うものとする。

3 前 2 項に規定する届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に届け出た事項に変更のない場合は、添付すべき書類及び図面の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 工場又は事業場の敷地の位置図及び平面図並びに当該敷地の面積を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の敷地の占有の形態及び当該占有の形態ごとの敷地面積
- (2) 条例第 6 条第 2 項の場合にあつては、前号のほか、工場又は事業場の敷地面積の合計が 1 万平方メートル以上となつた日

(立入調査の身分証明書)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の証明書は、第 3 号様式のとおりとする。

(負担金の額の通知)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する通知は、港湾環境整備負担金決定通知書(第 4 号様式)により行うものとする。

(負担金の減額及び免除)

第 6 条 条例第 8 条第 2 項に規定する公益上その他の事由により必要と認めるときは、次に掲げるときをいうものとする。

- (1) 負担対象事業者が離島航路整備法(昭和 27 年法律第 226 号)に基づく航路補助金の交付を受けている者であるとき。
- (2) 港湾の環境の整備又は保全のための公共の緑地等を市長の指導により負担対象事業者自らが整備し、又は負担対象事業者がそのための用地を提供した場合において、その緑地等又は提供した用地の規模が当該負担対象事業者の工場又は事業場の規模に比して相当程度以上に達していると市長が認めるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第 8 条第 2 項の規定による負担金の減額又は免除は、負担対象事業者から港湾環境整備負担金減免申請書(第 5 号様式)を同条第 1 項に規定する通知を受けた日から起算して 30 日以内に市長に提出させることにより行うものとする。

(負担金の分割徴収)

第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、負担金を分割して徴収することができる。

- 2 前項の分割徴収に係る負担金の分割納付を希望する者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- 3 負担金の分割納付の承認を受けた者は、市長の承認を受けて未納の負担金の全部又は一部を繰り上げて、納付することができる。
- 4 市長は、負担金の分割納付の承認を受けた者が、分割に係る負担金を滞納したときは、未納の負担金の全部又は一部につき納期限を繰り上げて、徴収することができる。

(2 以上の事業者が使用する場合における敷地面積の算定)

第 8 条 工場又は事業場の敷地を 2 以上の事業者が使用する場合における負担金の対象となる敷地面積は、それぞれの事業者が占有する面積の割合により算定するものとする。

(敷地面積等の端数計算)

第 9 条 条例第 4 条第 2 号の工場等敷地面積若しくは同条第 3 号の負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計又は負担対象事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の合計に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 条例第 4 条の負担金の確定金額に 10 円未満の端数があるとき、又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(委任)

第 10 条 この規則の施行について、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

(準用規定)

- 2 条例付則第 3 項の規定による届出については、第 3 条の規定を準用する。

付 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 31 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、交付の日から施行する。

付 則(平成 28 年 3 月 18 日規則第 12 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。